

水環境改善の取組み～河川・湖沼等の水質改善と水辺を活かしたまちづくり～

水環境の悪化が著しい河川、都市下水路、湖沼、ダム貯水池等において、水質の改善、水量の確保を図るため、河川管理者、下水道管理者、地元自治体及び関係者が一体となって「水環境改善緊急行動計画」を策定、水環境改善施策を総合的かつ重点的に推進(清流ルネッサンス)。

美しい水環境をとりもどし地域の自然・歴史・文化を活かした川づくりを地域と連携して実施することにより、良好な水辺空間をつくり出す。

景観に配慮した河川・溪流・海岸景観の形成を推進する。

清流ルネッサンスⅡ



浄化用水の導入による水質浄化



綾瀬川(埼玉県)

底泥浚渫による水質浄化対策



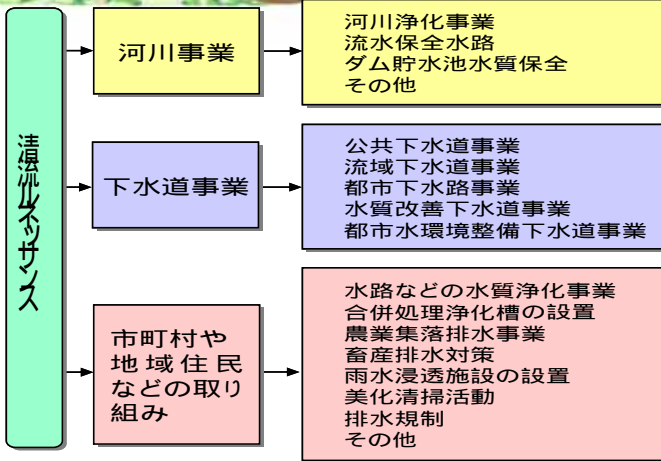
勢田川(三重県)

下水処理水のの上流還元による水質改善・水量回復



不老川(埼玉県)

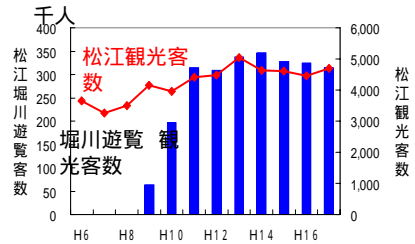
雨水貯留浸透の推進等



水と緑あふれるまちづくり

水質の改善により、美しい水環境を取り戻し、観光の名所に。

松江堀川(島根県松江市)



宍道湖からの導水、底泥浚渫、周辺地域の下水道の整備等により水質が改善、堀川遊覧船も就航を開始し、新たな観光名所として、入り込み観光客数も増大。

歴史的町並みと川が一体となった魅力ある水辺環境に。

勢田川(三重県伊勢市)



浄化用水の導入や川底の浚渫事業、下水道の整備により水環境改善に努めている勢田川は石段の残る商家や蔵が昔ながらの姿を今に残している伊勢の町並みと一体となって良好な空間を形成。

景観ガイドラインを踏まえた良好な水辺空間の整備促進



歴史・文化的要素を活かした河川



自然の石や地形を利用した砂防施設



砂浜端部に滑らかな収束感を与える突堤

河川・海岸美化の推進

巡視(パトロール)、CCTV等による監視

警告・啓発看板等の設置

愛護モニター制度やアドプト制度を活用した監視や啓発等



水環境改善への取組みと水系リスク管理の推進

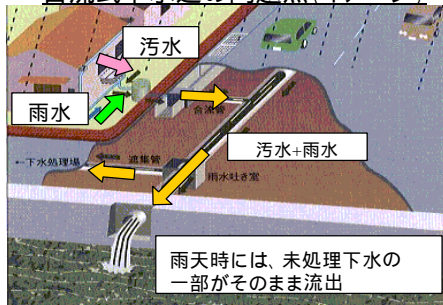
合流式下水道の改善

合流式下水道は、雨天時に未処理下水の一部が放流され、公衆衛生上、水質保全上問題であり、古くから下水道に取り組んでいる東京都区部、大阪市等全国191都市で改善が必要

合流式下水道の採用状況

191都市 : 全下水道実施都市(1,899都市)の1割
 22万ha : 全下水道処理区域面積(約137万ha)の2割
 約20% : 全下水道処理人口普及率(約68%)の3割

合流式下水道の問題点(イメージ)



未処理下水の放流状況とその影響



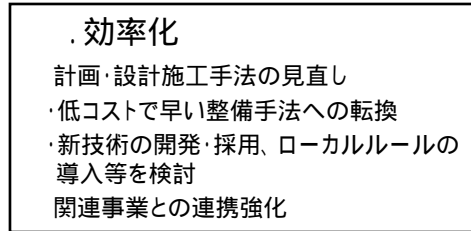
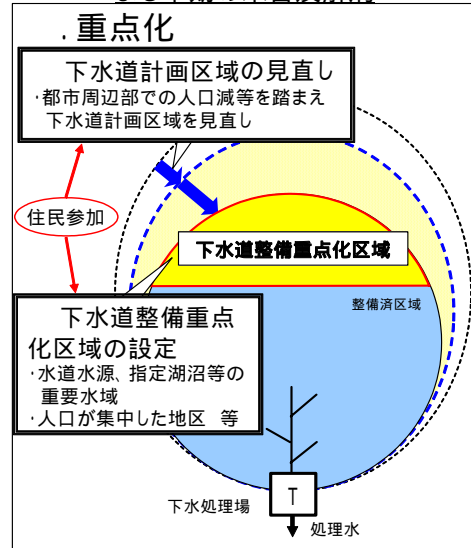
お台場に漂着した
オイルボール



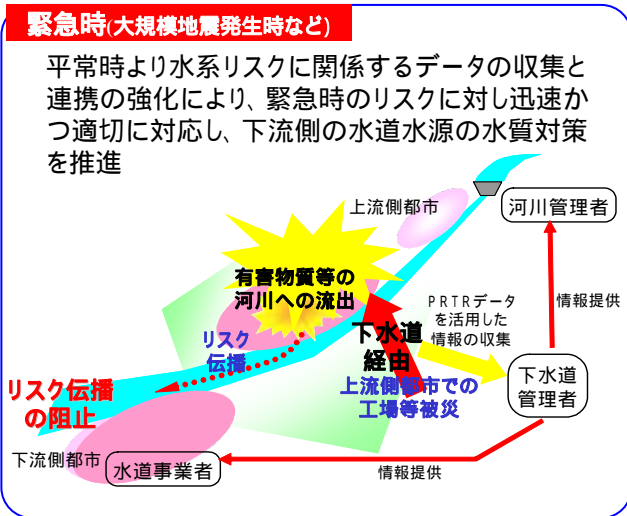
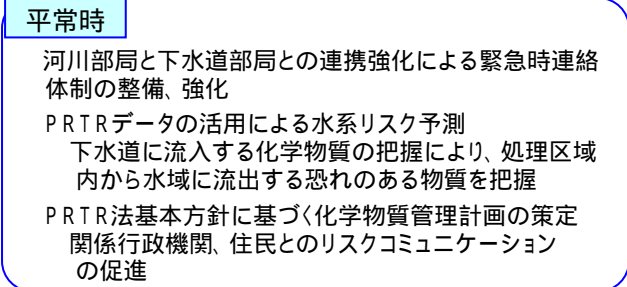
水系リスク管理の推進

下水道未普及地域の中でも、水道水源水域など、水質上重要な地域において下水道整備を一定期間に概成させる「下水道未普及解消クイックプロジェクト」を平成18年度から鋭意推進することで水質浄化を図るとともに、流域内の河川部局と下水道部局との連携、PRTR法基本方針に基づく化学物質管理計画の策定及び実施を図ることで、水系リスク管理強化を推進

下水道未普及解消クイックプロジェクトによる早期の未普及解消



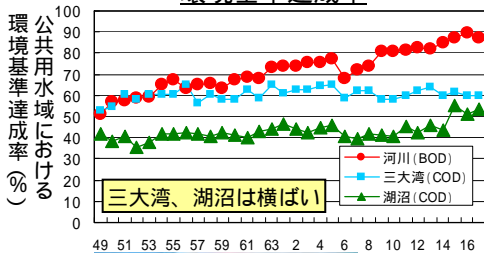
水系リスクへの対応



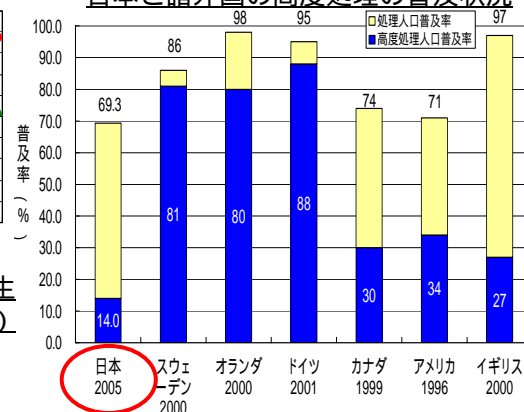
高度処理の普及

湖沼、三大湾（東京湾、大阪湾、伊勢湾）等では水質改善が一向に進んでおらず、諸外国と比べて後れている高度処理の普及が必要

環境基準達成率



日本と諸外国の高度処理の普及状況



赤潮の発生 (三河湾)

出典: 愛知県水産試験場

未普及地域の解消及び平常時及び緊急時の対応確立により、水系リスク管理を推進

国際的水問題の解決

全地球規模で深刻化するであろう水危機に対し、情報提供や政策提言を行うことを趣旨として、世界水フォーラムやアジア・太平洋水サミットの開催を通じて、水環境問題を含む地球規模の水問題の解決を図る。

世界水フォーラム

世界の重大な水問題を討議するために、World Water Council (WWC:世界水会議)が主催する会議。3年に一度、3月22日の「世界水の日」を含む時期に1週間程度開催。

日本は、2003年に第3回世界水フォーラム(於:京都)を主催するなど、水に関するおよび地域的取組・協力に主導的役割を果たしてきた。

(第3回世界水フォーラム事務局名誉総裁:皇太子殿下、会長:橋本元総理)

第4回は2006年3月に「地球規模の課題のための地域行動」をテーマとしキシコで開催。

第1回アジア・太平洋水サミット

1. 会期: 2007年12月3日(月)、4日(火)
2. 開催地: 大分県 別府市
3. 主催者: アジア・太平洋水フォーラム
(第4回世界水フォーラムで設立宣言)(会長:森喜朗元総理)
4. 目的: アジア・太平洋地域47ヶ国において、水関連政策を統括する立場にある各国
級及び国際機関代表等を含めたハイレベルが、水に関し
て幅広い意見交換を行い、水問題の重要性を認識し相互に協力し
て取り組むことにより、世界の水問題の解決やアジア地域における
国連ミレニアム開発目標等の達成を図る。
5. 取り上げる課題
A) 水インフラと人材育成 B) 災害管理 C) 発展と生態系のための水



第4回世界水フォーラム



会場予定地(大分県別府市)

計画決定プロセスにおける環境の内在化

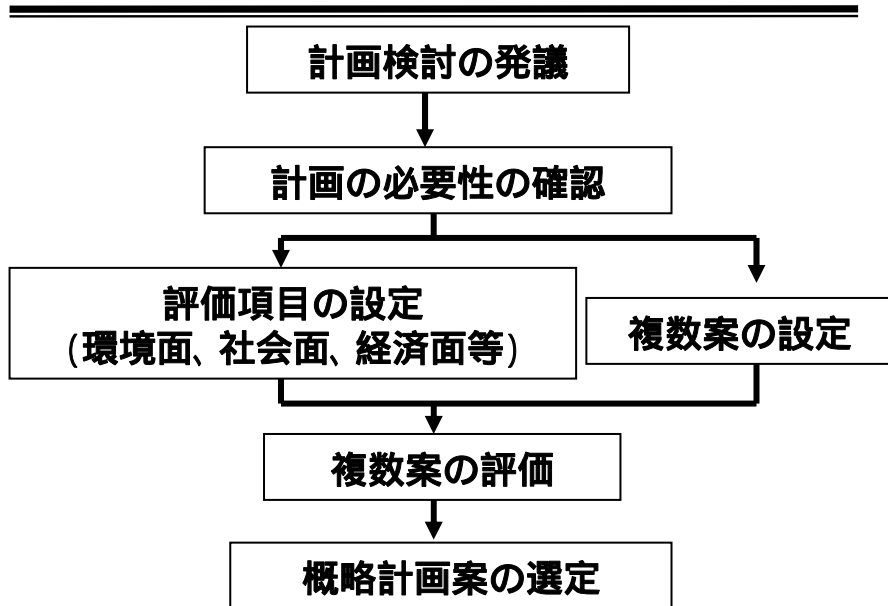
事業の構想段階における住民参加の手続きについては、平成15年6月に「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」を策定し、**複数案の作成、公表などのプロセスを各事業等の運用指針等に導入し、環境的側面、経済的側面、社会的側面等の総合的な検討にむけて取り組みを推進している。**

平成16年6月より「国土交通省環境行動計画」を策定し、**構想及び計画段階において、事業の計画案を策定するに当たり、環境の保全・再生・創造の観点等から総合的に評価する仕組みについて検討し、試行的な取り組みを進めている。**

【構想段階】

関係地方自治体との連携、調整し、地域の環境保全方針などの 既存構想等との整合性を確保しながら実施

計画検討プロセス



市民参加プロセス(PI)

市民等
の
コミュニケーション

市民参加プロセス (PI): 構想段階における計画プロセスの透明性、客観性、合理性、公正性を高めること、及びより良い計画づくりに資することを目的として、市民等への情報提供、市民等からの意見把握、計画への反映を行う手続き。

[プロセスの円滑化、客観性の確保]

協議会の設置

学識経験者等、当該事業に関係を有する住民代表、事業者団体、地方公共団体等の関係者からなる意見の集約・調整を図るため協議会を設置

第三者委員会の設置

複数案の検討等について、事業の特性や地域の実情等を勘案し、客観的な立場から環境専門家などの学識経験者等より助言いただく委員会を設置

環境教育

河川においては、子供の水辺再発見プロジェクトや身近な水環境の全国一斉調査などの水環境に関する理解と関心を深める施策を実施し、同様に海岸や港湾においても海浜整備をおこないながら近隣住民に環境配慮の大切さを伝えているところ。公園緑地については市民のレクリエーション活動、健康運動、文化活動等の拠点の形成につとめているところ。

「子どもの水辺」再発見プロジェクト

地域の市民団体、教育関係者、河川管理者等が一体となって、「子どもの水辺協議会」を設置。

「子どもの水辺サポートセンター」が水辺協議会の活動を支援（資機材の貸出等）。

水辺の整備が必要となる箇所を「水辺の楽校」として河川管理者等が整備を実施（水辺の楽校プロジェクト）。



「子どもの水辺」での活動
(近木川(大阪府))

プロジェクトワイルド

プロジェクト・ワイルドは、「自然と環境のために行動する人」を育成するための環境教育プログラム。生き物などの多様性に富む公園緑地の空間を活用し、国営公園をはじめとする全国各地で実施。

プロジェクト・ワイルドの指導者養成講座を開催し、約1万3千名の指導者が誕生(平成18年12月31日現在)



プロジェクト・ワイルドの
開催の様子
(国営武蔵丘陵森林公園(埼玉県))

身近な水環境の全国一斉調査

統一日を中心に全国一斉に同一手法による身近な水環境の水質調査を市民団体等と国土交通省が協働で実施し、その結果をわかりやすく表示したマップを作成。



海辺の環境教育の推進

港湾は、海辺の自然環境の大切さを体験的に学び、考えることができる場。港湾を活用し、自治体やNPOなどが行う親子向けの自然体験プログラムを提供する「海辺の自然学校」等を国土交通省が支援。



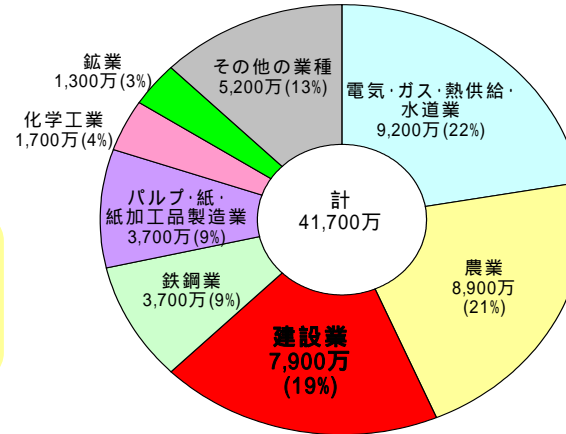
循環型社会構築のための国土交通省の取組み

建設副産物に関するリサイクルの取組み

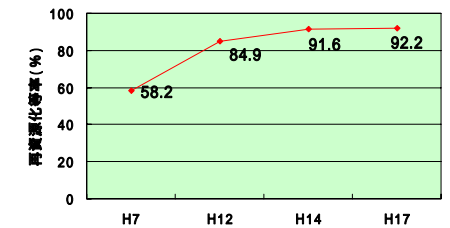
【建設副産物対策の現状】

建設業から排出される産業廃棄物は全産業廃棄物の約19%を占めている(平成16年度環境省調査結果)。

循環型社会の構築を先導すべく、これまで建設リサイクル法の制定、建設リサイクル推進計画2002の策定等に取り組んできたところであり、一定の成果が得られている。



産業廃棄物の業種別排出量
(単位:トン、平成16年度、環境省資料より作成)



建設廃棄物全体における再資源化等の状況
(国土交通省調査)

【これまで取り組んできた建設リサイクル推進施策例】

建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律) (平成12年5月31日公布、平成14年5月30日完全施行)

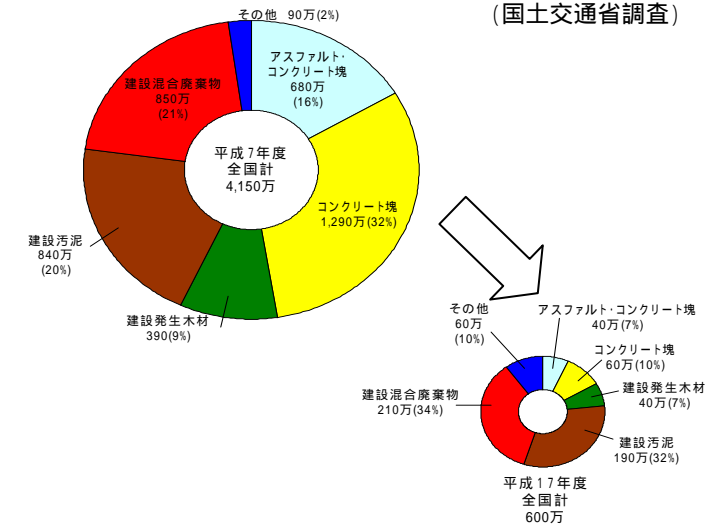
- ・特定の建設資材について、分別解体等及び再資源化等を義務付けること
- ・解体工事業者について登録制度を実施すること等を規定

建設リサイクル推進計画2002 (平成14年5月国土交通省事務次官通知)

- ・国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策等を示したもの

リサイクル原則化ルール (平成14年5月国土交通省関係課長通知、平成18年6月改訂)

- ・国土交通省発注工事において、指定副産物の工事現場から再資源化施設等への搬出や再生資材等の利用を義務付けたもの



建設廃棄物の品目別最終処分量(単位:トン)

